

◎等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	段階	(%)
1級	(1)事務員、技術員の職務	32	17.59	事務員・技術員	32	57	係員の職	61.11
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	25		幼稚園教諭	10			
	(3)生活支援員の職務	-		保育士	15			
	(4)就労支援員の職務	-						
	(5)職業指導員の職務	-						
2級	(1)主事、技師の職務	54	26.85	主事・技師	54	87	係員の職	61.11
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	33		幼稚園教諭	15			
	(3)生活支援員の職務	-		保育士	18			
	(4)就労支援員の職務	-						
	(5)職業指導員の職務	-						
3級	(1)主査の職務	35	16.67	主査	35	54	係員の職	61.11
	(2)主任幼稚園教諭、主任保育士の職務	18		主任幼稚園教諭	4			
	(3)主任生活支援員・主任就労支援員・主任職業指導員の職務	1		主任保育士	14			
				主任職業指導員	1			
4級	(1)係長の職務	36	11.42	係長	36	37	係長、保育所長の職	11.42
	(2)幼稚園長、保育所長の職務	1		保育所長	1			
5級	(1)主幹の職務	30	10.80	主幹	30	35	係長、幼稚園長、保育所長の職	10.80
	(2)相当高度の知識又は経験を必要とする幼稚園長、保育所長の職務	5		保育所長	5			
6級	(1)参事の職務	11	12.65	参事	11	41	課長の職	12.65
	(2)課長の職務	30		課長	30			
7級	部長の職務	11	3.40	部長	11	11	部長の職	3.40
8級	理事の職務	2	0.62	理事	2	2	部長の職	0.62
合計		324	100.00			324		100.00

※赤穂市職員の給与に関する条例において行政職給料表(1)が適用される職員(再任用職員を含む。)が対象です。